

動物園運営に係る改善勧告への対応状況（平成 29 年 3 月現在）

1 法の基準に適合した適正な飼育実施体制の構築

(1) 獣医師機能の強化（平成 27 年 9 月、10 月より実施）

平成 27 年 9 月に獣医師を 1 つの係に一元集約するとともに、10 月に 1 名の獣医師を増員して動物舎の巡回点検の強化や診療方針会議の拡充等を図りました。

(2) 組織強化のあり方に対する検討（平成 28 年 4 月より実施）【中期的課題～市民動物園会議提言事項】

獣医療体制を組織として機能させるため、平成 28 年 4 月から新たに動物診療担当課長、診療担当係長を配置して、指揮命令系統の強化を図ることとしました。

(3) 人材確保・育成のあり方に対する検討（平成 28 年 11 月、12 月より実施）【中期的課題～市民動物園会議提言事項】

ア 「動物専門員」という新たな職を設けました。

イ 学歴要件は、「高校卒業以上」としました。

ウ 職は、「現業職」ではなく、「一般職（技術職員）」としました。

※ 動物専門員試験概要は、[こちら](#)。

エ 「動物専門員」は平成 29 年度に 4 名程度を採用（増員）し、さらに 30 年度に向け、引き続き関係部局に対する増員要求を行っていきます。

※ 平成 28 年度に実施した採用試験の最終合格者は、3 名でした。

オ 現在の動物飼育員に対しても動物専門員への転任試験を実施しました。

※ 平成 28 年度に実施した転任試験の最終合格者は、7 名でした。

カ 高い知見の収集や新しい技術の修得・蓄積が行われるよう、園内のみならず、今後も国内外の他園館での研修実施や学会、研究会の参加等により、職員の育成を積極的に実施することとします。

(4) 開園時間又は休園日のあり方に対する検討（平成 28 年 4 月より実施）【中期的課題～市民動物園会議提言事項】

動物舎の安全点検や職員の情報共有の拡充など、開園準備を万全に整えるために、平成 28 年 4 月から開園時間の短縮や休園日の増加を図りました。

【開園時間】

3 月 1 日～10 月 31 日 09:30-16:30

11 月 1 日～2 月末日 09:30-16:00

【休園日】

毎月第 2、第 4 水曜日（祝日の場合は翌日）

4 月第 3 週の月～金曜日

11 月第 2 週の月～金曜日

12月29日～31日

2 計画及びマニュアルの整備

- (1) 実施計画の整備（平成27年8月より実施）
 - ア 動物の移動、同居訓練及び麻酔を使用した治療等に関する実施計画を策定し、実施しました。
 - イ 様式を定め、関係職員に周知徹底しました。
- (2) マニュアルの整備（平成27年9月より実施）

既存の「飼育業務マニュアル」（最近改訂平成22年11月）の見直しを行い、動物愛護管理法の基準に関するチェックリストや高齢動物・負傷動物への取扱に対する配慮について追記しました。

3 職員教育の強化（平成27年9月より実施）

- (1) 動愛法や関係基準等の関係法令を理解するための研修
- (2) 改訂マニュアル内容を理解、情報共有するための研修
- (3) 動物園学、環境エンリッチメント、栄養学等、動物飼育に関する知見を身につけるための研修
- (4) 接遇対応、服務規律、市政一般等、市役所職員としての認識を深めるための研修

4 施設の総点検及び改善措置の実施（平成27年8月より実施）

- (1) アフリカゾーン緊急点検の実施

点検の結果、アフリカゾーン18箇所に対策が必要との判断となりましたが、平成27年度中にすべて改善を完了しました。
- (2) 既存施設の点検の実施

点検の結果、30箇所で改修が必要との判断となりましたが、平成28年度末時点で28箇所の改善を完了しました。残る2箇所についても計画的に改善を実施していきます。なお、施設点検は、毎年4月、11月の長期休園日の期間中に継続して実施する予定です。

5 情報共有促進のための見直し（平成27年8月より実施）

- (1) 定例職員ミーティングの時間の確保

開園時間を9:00から9:30に変更したことに伴い、朝のミーティングをより丁寧に行うことができるようになりました。
- (2) 獣医師の一元化に伴う情報共有

一元化に伴い、日常的な情報共有が行いやすくなったほか、週に1回診療方針会議（カンファレンス）を実施し、複数の視点による症例検討を行うことにより、多角的な治療方針、治療行為の実施が可能となりました。